資金名	貸付対象者 (融資を受けられる方)	利率	限度額 (運転資金の限度額)	期間(据置期間) 設:設備 運:運転	認定機関	備考
産業活性化支 援資金	・新商品、新サービスを提供するための事業を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための事業を行う方 ・省エネルギー化を図るための設備投資を行う方 ・集客力向上・販路拡大を図るための事業を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方	固定 1.6%	1億5千万円 (5千万円)	設 15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】(詳細は要綱をご参照ください) ・「やまがた子育て・介護応援いきいき企業認定制度」で下記のいずれかに該当 イ 「実践 (ゴールド)企業」、「優秀 (ダイヤモンド)企業」に認定 ロ 「宣言企業」に登録し、女性を管理職(3人目まで)に登用 ハ 「女性役員登用奨励金」の交付を受けて女性を初めて役員に登用
地域産業振興	 ①・「新連携」又は「経営力向上計画」の認定を受けて事業を行う方・中心市街地活性化計画に掲げる事業を行う方・BCPの策定及びBCPに基づいた対策を行う方 ・事業用建築物の耐震改修を行う方(☆) 等 ②・自動車、自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品、バイオ技術又は再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入する方・「経営革新計画」の承認を受けて事業を行う方 ・新分野進出を行う方(別会社又は組合を設立する場合を含む)・「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて事業を行う方 ③・下記の補助金を受けて事業を行う方「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」「中小企業スーパートータルサポ補助金」・「先端設備等導入計画」の認定を受けて生産性の向上を図るための設備を導入する方 (詳細な要件は要綱及び要領をご参照ください) 	固定 ①1.4% ②1.2% ③1.0%	2億円 (8千万円) ※ 左欄(☆)について は3億円 (設備のみ)	設 15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下)の小規模企業者
事業承継支援資金	 事業継続が困難な事業者から事業資産等の譲渡を受け、県内において当該事業を承継する方 第二創業を行う方 後継者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得する方 中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた方 事業承継後に、株式や事業資産の取得等を行う中小企業者の代表者個人の方 事業承継前に、株式や事業資産の取得等を行おうとする事業を営んでいない個人の方 	固定 1.0%	2億円 (8千万円)	設 15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
開業支援資金	①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方	固定 ①1. 2% ②1. 9%	①5千万円 ②2千万円	※ 建物の新築は20年② 設 10年(3年)	開業先の商工 会・商工会議所 (NPO法人は 県)	【金利優遇 ▲0.2%】 ・①の要件に加え、創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金を受けた方、女性、若者(30歳以下)、シニア(55歳以上)、県外から移住して創業する方(原則として移住から2年以内) ・所定の要件を満たした場合は、既往の開業支援資金の借換が可能
観光振興資金	①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方	固定 1.4%	① 1 億 5 千万円 (5 千万円) ② 3 億円 (設備のみ)	設 15年 (2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年 (2年)	県	
産業立地促進 資金	①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方若しくは本社機 能を移転する方に限る)で県内に新たに立地する方 ③県内工業団地等に立地している方又は②を利用して立地した方であって増設・増築を行う方	変動 0.7%	20億円		県及び立地先の 市町村	・立地先市町村の認定が必要 ・県外企業・大企業でも利用可能 ・融資利率は、山形県指定金融機関の短期プライムレートの変動幅に合 わせて変動させる
環境保全促進 資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	固定 1.6%	3億円 (5千万円)	設 15年 (2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年 (2年)	県	
小規模企業資 金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者(宿泊業・娯楽業は従業員数20人まで小規模企業者) ①県特 ・・・・ 原則として無担保 ②特別小ロ・・・・ 無担保・無保証人 ③小口零細 ・・・・ 保証付き融資残高が2千万円以下の方 (原則として無担保)	固定 ①1.9% ②1.8% ③1.8%	①3千万円 ②2千万円 ③2千万円※ ※ 既存の保証付融資 残高を含む	設 7年(2年) 運 7年(2年)	信用保証協会	・①②は商工会議所若しくは商工会又は市町村の意見書が必要 ・③はNPO法人は対象外
経営安定資金	①最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ④局地的な災害により被害を受け、経営に支障をきたしている方 ※ NPO法人の場合、「売上高」は「売上高に相当する収益」、「売上総利益」は「売上総利益に相当する利益」とする。	固定 1.6% ※④において「令和 元年6月18日に発 生した山形県沖を 震源とする地震」に 係るものについて は、無利子	(運転のみ) ④8千万円	(1)(2)(3) /年(2年) (4) 設 10年(2年)	①②③商工会·商 工会議所(NPO 法人は県) ④県	・所定の要件を満たした場合は、既往の経営安定資金の借換が可能 ・③の「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規 定に基づき経済産業大臣が指定した業種 ・④の「局地的災害」とは、県内で発生した災害で、県が指定したもの 【指定災害】・令和元年6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震 (取扱期間 令和元年7月2日~令和2年3月31日) ・令和元年台風第19号 (取扱期間 令和元年11月26日~令和2年3月31日)
地域経済変動対策資金	・「原材料価格の高騰」の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高に対する売上原価の割合が前年同期に比べ増加し、経営に支障をきたしている方 ・「蔵王山の火口周辺警報の発表」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方 ・「消費税率の引上げ」の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、経営に支障をきたしている方 ・「記録的な暖冬・少雪」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方 ・「新型コロナウイルス」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方	固定 1.6%	5千万円 (運転のみ)	10年(2年)	県	【取扱期間】 ・原材料価格の高騰(平成27年4月1日~) ・蔵王山の火口周辺警報の発表(平成27年4月24日~) ・消費税率の引上げ(令和元年10月1日~令和2年9月30日) ・記録的な暖冬・少雪(令和2年1月16日~令和2年3月31日) ・新型コロナウイルス(令和2年2月25日~)
支援資金	①中小企業再生支援協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	固定 2.1%	8 千万円 (5 千万円)	①②設 15年 (2年) 運 10年 (2年) ③ 設 10年 (2年) 運 7年 (2年) ④ 3年	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けた方
再生可能エネルギー発電事業促進資金	①再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行う方 ②中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方	固定 ①1.3% ②1.6%	①30億円 (設備のみ) ②3億円 (設備のみ)	①20年 (3年)	県	・①は県外企業・大企業でも利用可能
TPP協定等	①TPP協定、自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)等の発効(準備を含む)に伴う増産や受注増加等に対応するための設備投資を行う 方 ②TPP協定、FTA、EPA等の発効により、最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比して減少し、経営に 支障をきたしている方	固定	①1億5千万円 (5千万円) ②5千万円 (運転のみ)	①設 15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年) ② 10年(2年)		・①はTPP協定等の発効前でも利用可能
	信用保証協会の条件変更改善型借換保証を利用して、既往の保証付き融資の借換を行うとともに、新商品の開発や新サービスの提供などの新たな事 業活動を行うことにより、経営改善に取り組む方	2. 1%	8千万円 (8千万円)	15年(2年)	県	・単なる借換のみは対象となりません ・商工業振興資金以外も借換可能
流動資産担保 資金	流動資産を担保として、資金調達を行う方	固定 金融機関所定 年3.0%以内	3千万円 (3千万円)	1年	信用保証協会	

利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者です。 〔中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項で規定する中小企業者です。〕

業種	資 本 金	従 業 員
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

- 資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。
- ※2 個人事業主又はNPO法人(一部対象外)も対象となります。

制度資金早見表(詳しくは制度資金一覧表をご覧ください)

様々な資金メニューを設けております。目的、対象に応じたメニューをご利用ください。

	目的•対象	利 用 資 金 名			
	・新商品、新サービス提供	産業活性化支援資金			
	• 生産性向上、集客力向上 等				
	・自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連				
	製品等の生産設備導入	地域産業振興特別資金			
設備投資	•「経営力向上計画」、「経営革新」、「先端設備等導入計画」				
等、 <u>前向き</u>	等の承認を受けて事業を実施				
な事業 を実	・要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等				
施したい方	事業継続困難な事業者から事業を承継、第二創業 等	事業承継支援資金			
	旅館、ホテルや観光施設の整備	観光振興資金			
	産業廃棄物処理施設の整備	環境保全促進資金			
	工業団地等への立地、工場増設・増築等	産業立地促進資金			
・県内で新た	に <u>開業</u> したい方	開業支援資金			
・ <u>開業後5年</u>	以内 の方で当面の事業資金を調達したい方 等				
「無担保」、「	無担保・無保証人」 で融資を受けたい方	小規模企業資金			
	売上高等の減少等により経営に支障をきたしている	経営安定資金			
<u>経営の安定</u> を 図りたい方	知事が指定する経済変動事象の影響により、経営に支障	地域経済変動対策資金			
区パンにとりり	をきたしている	心场形,反到对宋县立			
企業の再生を	図りたい方	中小企業再生支援資金			

【問合先】山形県商工労働部中小企業振興課

〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1

電話:023-630-2359、3266(金融担当) FAX:023-630-3267

【山形県中小企業総合相談窓口(中小企業トータルサポート)】

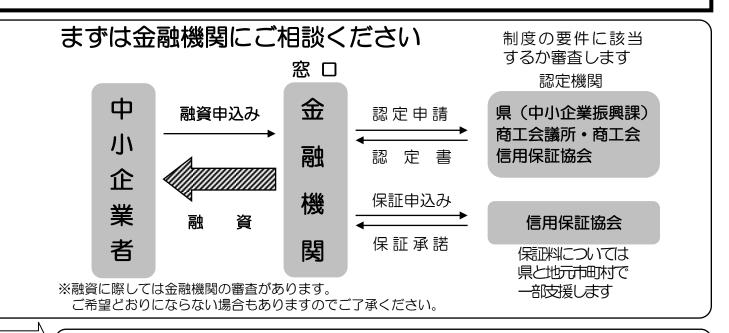
中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県 中小企業総合相談窓口」(愛称:中小企業トータルサポート)を、県中小企業振興課と(公財) 山形県企業振興 公社に設置しています。

また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。 県中小企業振興課 → 電話:023-630-2354 FAX:023-630-3267

山形県企業振興公社 → 電話: 023-647-0664 FAX: 023-647-0666

令和2年2月25日版

山形県商工業振興資金のご案内



申込 窓口

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行(山形支店)、北都銀行(酒田支店)、東邦銀行(米沢支店) 山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫 山形中央信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合、商工中金(山形支店・酒田支店)

山形県商工業振興資金について

県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を 融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化に資するこ とを目的としています。

県が金融機関に**融資原資の一部を預託**(産業立地促進資 金は市町村と協調預託)することにより、低利融資を実現 しています。

● 信用保証制度について

信用保証協会では、中小企業者が融資を受ける際に信 用保証を行っています。

信用保証制度を利用するために必要となる連帯保証 人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場

商工業振興資金と一緒に利用する場合には、県と市町 村が、信用保証料を一部支援します。

平成31年4月1日からの主な改正点

- ○「地域産業振興特別資金」第3号の対象に、「『先端設備等導入計画』の認定を受けて生産性の向上を図るための設 備を導入する方」を追加(従前は第2号の対象)
- ○「事業承継支援資金」の対象に、「事業承継前に、株式や事業資産の取得等を行おうとする事業を営んでいない個人
- ○「開業支援資金」の金利優遇(▲0.2%)の対象に、「県外から移住して創業する方」を追加 ○「産業立地促進資金」の融資利率を変動金利に変更(県指定金融機関の短プラに連動)

令和元年7月2日からの改正点

〇「経営安定資金」第4号の指定災害として、「令和元年6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震」を指定

令和元年10月1日からの改正点

〇「地域経済変動対策資金」の対象に、「消費税率の引上げの影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が前年 同期に比べ減少し、経営に支障をきたしている方」を追加

令和元年11月26日からの改正点

〇「経営安定資金」第4号の指定災害として、「令和元年台風第19号」を指定

令和2年1月16日からの改正点

○「地域経済変動対策資金」の対象に、「記録的な暖冬・少雪の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方」を追

令和2年2月25日からの改正点

○「地域経済変動対策資金」の対象に、「新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方」を追